

行政常任委員会報告

令和3年5月12日
午後1時30分開議
委員会室

◎日程

1 教育課

(1) 夕張市石炭博物館模擬坑道空洞調査等の結果について

2 市民課

(1) 拠点複合施設りすたの令和2年度総括と令和3年度の取組について

(2) 夕張市拠点複合施設付帯設備等の目的外使用に関する取扱要綱の制定について

(3) 夕張市生活館等管理運営費補助要綱の一部改定について

3 地域振興課

(1) 夕張市公設塾「夕張学舎キセキノ」について

4 税務課

(1) 専決処分について

5 建設課

(1) 道道夕張長沼線整備促進期成会の設立について

6 保健福祉課

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種について

(2) 夕張市立診療所等建設工事関連スケジュールについて

7 生活福祉課

(1) ゆうばり丘の上こども園の雪による建物被害について

◎出席委員（6名）

今 川 和 哉 君

本 田 靖 人 君

君 島 孝 夫 君

小 林 尚 文 君

千 葉 勝 君

熊 谷 桂 子 君

◎欠席委員（1名）

高 間 澄 子 君

◎出席者職氏名

議長	大山修二君
副市長	本間和彦君
教育長	小林広明君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	芝木誠二君
総務課主幹	永澤直喜君
地域振興課長	木村友哉君
地域振興課主幹	辻大士郎君
地域振興課主幹	神澤信宏君
財政課長	押野見正浩君
財政課主幹	板垣克己君
税務課長	池下充君
税務課主幹	秋山俊輔君
建設課長	鈴木茂徳君
建設課主幹	外崎伸一君
土木水道課長	阿部充雅君
上下水道担当課長	三浦護君
土木水道課主幹兼土木係長	花田寛勝君
土木水道課主幹	田中裕人君
市民課長	佐藤学君
市民課主幹兼環境生活係長	木村彰良君
保健福祉課長	平塚浩一君
保健福祉課主幹	山崎明雅君
生活福祉課長兼福祉事務所長	堀靖樹君
生活福祉課主幹	佐藤由士昌君
生活福祉課主幹兼子ども・子育て支援係長	千葉初美君
生活福祉課子ども・子育て支援係主査	飯田行孝君
教育課長	寺江和俊君
教育課主幹兼社会教育係長	本間功雅君
消防本部消防長	増井佳紀君
消防本部主幹	平田清人君
事務局長	佐藤浩一君
書記	山下倫弘君
書記	相澤由貴君

【委員長挨拶】

(今川委員長)

開会に先立ちまして、みなさまにお願いがございます。携帯電話等をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定し、ご利用はお控えください。

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は6名であります。欠席委員は1名であります。高間委員につきましては、病気のため欠席する旨の届出がなされております。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、副市長のほか、説明員として、教育長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。新年度移行後、最初の行政常任委員会であり、4月1日付、市の人事異動と北海道からの派遣職員の人事異動に伴い、各部署において新体制となりましたので、初めに報告案件のない部署より、課長と異動のあった主幹職の挨拶、主査以上の紹介を受け、その後、教育課、市民課、地域振興課、税務課、建設課、保健福祉課、生活福祉課の順に冒頭に挨拶、紹介を受けた後、案件の報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思っておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

それでは、総務課、財政課、土木水道課、消防本部の順に挨拶を受けて参ります。

【総務課】

(今川委員長)

それでは、総務課よりお願いします。

(総務課長)

お疲れさまです。

総務課は今回報告はございませんので、ご挨拶のみとさせていただきます。

総務課の令和3年4月からの新しい体制であります。私、総務課長芝木は継続、そして異動となった永澤です。

(総務課主幹)

総務課主幹の永澤です。よろしく申し上げます。

(総務課長)

永澤主幹につきましては、総務係の担当主幹となります。

ほかに情報管理係担当の主幹であります青田、そして情報管理係長の仁村、そして総務係長の佐々木につきましましては、令和2年からの引き続きとなります。

以上で、総務課の紹介を終わります。ありがとうございました。

【財政課】

(今川委員長)

それでは、続いて、財政課よろしく申し上げます。

(財政課長)

財政課長の押野見でございます。令和3年4月の人事異動に伴った財政課の体制についてご紹介させていただきます。

財政課の財政分野の担当主幹として板垣主幹。

(財政課主幹)

板垣でございます。よろしくお願ひいたします。

(財政課長)

管財担当の佐々木は変わらず、そのまま留任でございます。財政係の係長でございますが、主査から昇任となり、眞島というものが財政係長になりました。

このような体制で令和3年度行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

財政課については、以上でございます。

【土木水道課】

(今川委員長)

それでは、続いて、土木水道課よろしく申し上げます。

(土木水道課長)

それでは、土木水道課長、阿部と申します。これから令和3年4月の新しい体制について報告いたしたいと思ひます。

まず、土木担当の主幹ということで、花田が昇格となっております。

(土木水道課主幹)

主幹の花田です。よろしくお願ひいたします。

(土木水道課長)

ほかに土木係南主査と石川主査、兩名ですけれども、こちらのほうは引き続き担当となっております。

続きまして、上下水道部門のほうの担当課長のほうから説明をさせていただきます。

(上下水道担当課長)

新たに4月1日から上下水道担当課長ということになりました三浦護でございます。引き続きよろしく願いいたします。

以下、隣が北海道から派遣をいただきました田中主幹でございます。ご紹介いたします。

(上下水道課主幹)

田中と申します。よろしく願いします。

(上下水道担当課長)

このほかに主幹で後藤、それから管理係長で佐々木、庶務係長で鈴木という者がおりますが、これは引き続き同じ職に就いていますので、これからも引き続きよろしく願いいたします。

以上で、土木水道課を終わります。

【消防本部】

(今川委員長)

それでは、続いて、消防本部よろしく願いします。

(消防本部消防長)

お疲れさまです。消防長の増井です。令和3年4月人事発令以降の消防本部の体制について紹介いたします。

予防課主幹兼保安係長の平田でございます。

(消防本部予防課主幹)

予防課主幹兼保安係長の平田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(消防本部消防長)

以上で、消防本部の体制の紹介を終了します。

【教育課】

(今川委員長)

ここから、報告案件のある課に入ります。それでは、教育課よろしく願いします。

(教育長)

こんにちは。いつもお世話になっております。報告の前に今年度、令和3年4月1日付人事異動によりまして、教育委員会事務局教育課におきましても、職員の異動がございましたので、この場をお借りいたしまして、改めて主査職以上の教育課職員を紹介いたします。

まず、私は教育長の小林です。

隣ですが、教育課長の寺江和俊です。

続いて、今年度教育課主幹ということで、これまで教育係係長でありました本間功雅が昇格しております。

(教育課主幹)

本間です。よろしく願いいたします。

(教育長)

続いてですが、係長の紹介になりますが、このたびの人事異動で教育課につきましては、学校教育係と社会教育係ということで組織再編されました。学校教育係長には、これまで教育係の主査を務めていた渡邊浩二が昇任しております。また、社会教育係長には、本間主幹が兼務となっております。

以上、改めまして、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(今川委員長)

それでは、引き続き報告を受けて参ります。

(教育長)

改めまして、よろしく願いいたします。

教育課から、紙上で一点報告事項がございます。

なお、急遽ではありますが、口頭でももう1点、報告をさせていただきますので、課長のほうから説明をいたします。

(教育課長)

ご苦労さまです。

今、教育長からございましたとおり、まず、書面での提出している報告案件について、報告をさせていただきます。

石炭博物館模擬坑道の空洞調査等の結果についてでございます。

まず、表紙ですが、この間、坑道内の焼損物、瓦礫等の除去業務を実施しております。なお、坑道内の状態を詳細に把握するために、天板部の空洞調査、それと石炭層の内部がどのようなになっているかということ把握するための地質調査、いわゆる石炭層のボーリング調査をそれぞれ記載のとおり、実施をしております。

委員のみなさまにお配りしている資料に沿って、これから説明をさせていただきます。

まず、別添資料の1枚目及び2枚目でございます。

1枚目は、模擬坑道を上部から見た平面図。2枚目は、模擬坑道を3Dによって解析した立面図ということになってございます。委員のみなさまには、カラー刷りの資料が行き渡っているというふうに思いますが、このカラーについて、まず説明をいたします。

このカラーは、坑道の高低差を示すものとなってございまして、赤色部分

が最も高い位置にある。上添坑道、ゲート坑道に向かって、下方に下りていくわけですが、黄緑、緑というふうに色に変色してございますので、坑道の位置、高低差を示す解析図となっております。

解析図の中で、黄色い部分が確認できると思います。この黄色い部分は、今回の調査において、応急的な処置、炭鉱専門用語で空木という工法を使って、天板部の空洞部分を仮に補強した箇所であります。すなわち、この黄色い箇所が今回の調査で天板部の空洞化が著しいと確認できた箇所であり、ご覧のとおり上添坑道に、その空洞化が集中しているのが確認できると思います。

続いて、添付した資料の3枚目、断面図でございますが、この図では、上添坑道における空洞化の規模を確認することができます。図面にも記してありますとおり、空洞の深さといいたましようか、高さは鋼柱の上部から最大で1.9メートル、坑道脇にも空洞化が見られます。

こうした空洞は、今回の模擬坑道の火災によってできたものなのか、あるいは、以前から存在していたものなのかは不明でございますけれども、専門家からは、恐らく以前から存在していた空洞ではないかというご意見も頂戴しているところでございます。

いずれにいたしましても、天板部の空洞は、今後の坑道の崩落の危険性に鑑み、しっかりと埋め戻して補強する必要があるということでございまして、この作業は、今後の復旧工事の中で施工していこうと考えているものでございます。

なお、坑道の復旧工事のその工法に当たっては、今後開催する予定であります有識者会議等の中で専門家の意見などを頂戴しながら、検討、決定していくということにいたします。

続いて、地質調査の説明を行います。

添付資料の4枚目が坑道内の石炭層内部の状態を把握するためのボーリング調査の結果でございます。

ボーリングは、計3本入れて調査を行いました。坑道石炭層内部の状態を把握するため、切羽という採炭現場付近において、垂直10メートルのボーリングを2本、水平5メートルのボーリング1本を入れて、それぞれ石炭層内部の調査を実施したものでございます。

添付した資料は、垂直2本のボーリング調査結果を示すものでございまして、図面上、斜めに位置する黒い台形の部分は、石炭層を示すものでございます。石炭層と石炭層の間に見られる白い部分、その他の白い部分は、泥岩層、泥・岩の層であるということでご理解をいただければと思います。

今回、水平ボーリング調査を含め、石炭層内において若干の亀裂、開口が

確認できたものの、今後に崩落や炭層のずれが起きるような規模のものではないということが確認をされたところでございます。

なお、このボーリング調査によって、石炭層及び泥岩層は、採取したコアサンプルからも、それが一定確認できたものでございます。

添付した資料最後の写真ですけれども、最後のページの資料は、今回の調査で発見、確認ができた危険箇所の写真でございます。位置的には、今回の火災において一番損傷が著しかった上添坑道と切羽の接合部、そこの天板部に露出している石炭層を下から支える鋼柱が何らかの衝撃でかなり変形してしまっている状況が確認できます。

模擬坑道施設再開に向けては、以前から申し上げているとおり、観覧坑道であることを踏まえ、安全の確保が何よりも優先されるべきものでございますけれども、写真でも確認できるとおり、当該箇所の補修修繕は急を要することが明らかになったものでございます。

以上、資料の説明は以上とさせていただきます。

ここで一旦、切っていただいてよろしいでしょうか。

(今川委員長)

では、これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(小林委員)

はい。報告いただきました、その部分で当然報道にも、前にも出られていた部分はあるのですけれども、今後の対応というものが、これ重要になってくると思うし、そういう中で、今、課長から専門家の意見を聞いて、空洞の部分でどのような方法でというのがあられるけれども、今の段階で、その坑道の空洞の部分と、危険区域の部分があるかと思うのだけれども、その部分は、当然将来再開に向けての部分と工法的につながってくる部分があるんじゃないかなと思うのだけれども、工法によってはお金のかかり方もあるだろうし、将来再開に向けても、そういうものがどういう形であれば可能なのかという部分があるのですけれども、現時点でこれらの調査の結果を基に、どのような部分を今後想定されていくのかという部分は、今の時点でどう考えておられるのかというのは若干お聞きしたいと思います。

(教育課長)

ただいま小林委員からのご質問でございますけれども、ご指摘のとおり、先ほども申し上げたとおり、本坑道が観覧坑道であるということ踏まえると、どうしても崩落等の危険が一切ないという中で再開をしなければならぬということは言うまでもないと思います。ですから、安全確保のためには、やはり最大1.9メートル確認できたこの空洞部分をどのように埋めていくかという工法の検討は、これから有識者会議等をくぐって、有識者、専門家の

意見を聞きながら決定していくという進捗になるのかなというふうに思います。

これもご指摘のあった財源の確保も、本市にとっては非常に重要な問題でございまして、これは文化庁等の補助の採択の対象となると思うのですけれども、国庫補助申請の時期等の時間的な問題もございしますので、なるべく最大限の努力を傾けながら、早期に、一日も早く早期に、模擬坑道を再開させるという使命感と財源確保をしっかりと実施して、財政再生計画の進行というか、これからの実行に影響が生じないような形で、可能となる財源確保をしていかなきゃならないというところでございます。

(小林委員)

今の説明で今後の進捗が若干見えてきた部分はあるのですけれども、当然私どもも、一昨年度辺り、議会としても一応内部は若干視察をさせていただいた経緯がある中で、その後に、市民の懇談会の中で出た意見では、やはり先ほども課長が仰せられているとおり、再開に向けて何とかすれという意見は多く感じてはおります。

しかしながら、市全体を見る中で、市民合意というのは、これは当然欠かせないものと私は考えるのですけれども、そういう中で、それぞれ情報を、それぞれ周知をしながら、やっぱりこれは夕張市の財産であるという認識をお互い持ち合わせながら、再開に向けた努力というのは市民とともにやれるのだという部分がないと成立しない部分があるので、当然その部分も配慮しながら進めていってほしいと私は個人的に思うのですけれども、その辺もよろしくお願いしたいと思えます。

(今川委員長)

答弁はよろしいですか。

(小林委員)

はい。

(今川委員長)

ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(教育課長)

では、口頭で1件報告がございしますので、よろしいでしょうか。

申し訳ございません。事前に報告案件として挙げるべきだったのですが、誠に申し訳ございませんが、これから口頭にて報告をさせていただきます。本年度の成人祭の開催についてのご報告でございます。

本来は、1月12日、本年1月12日に「りすた」において、令和2年度の

成人祭を挙げるという予定でございましたけれども、このコロナ禍の中でそれがかなわなかったということでもございまして、1月12日延期という形で、その延期を5月2日ということで予定してございました。

その後、コロナの状況も収まることなく、実行委員会として、幾度かの協議を経る中で、予定どおり5月2日に実行しようということで決定をいたしまして、5月2日午後2時から「りすた」多目的ホールにおいて、令和3年の成人祭を挙げるところでございます。成人祭の挙げるに当たっては、大山議長にも出席をいただいたというところでございます。

出席者数についての報告でございます。

令和3年の成人祭の該当者は男性18名、女性22名、計40名の対象者でございます。当日5月2日に出席された数は、男性18名中11名、女性22名中11名、計22名でございまして、参加率は55%ということになってございます。ちなみに昨年の成人祭は該当者が59名、参加者の合計が44名で75%の参加率だったということでもございますので、本年はやはりコロナ禍の影響、あるいは時期が1月ではなく5月にずれ込んだということもあろうかというふうに思いますが、今報告申し上げたとおりの令和3年の成人祭の参加状況ということでございます。

口頭で大変申し訳ございませんが、報告とさせていただきます。

以上です。

(今川委員長)

ただいまの報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

今回、岩見沢では、この成人祭の後のいろいろなこともあって、コロナの感染者が一定の人数出ていますけれども、夕張の状況というのは分かりますでしょうか。

(教育課長)

成人祭の式典挙げるまでの範囲では、教育委員会としては当然把握可能ですが、式典終了後のその後の個々の行動については、当然教育委員会としては把握しているものではございません。

ただ、今日現在に至っては、参加者のほうから発熱したとか、体調が悪いたとか、そういったような報告等は聞いておりませんので、どこまで大丈夫だということは申し上げることはできませんが、教育委員会にそのような式典挙げる後のそういった報告は上がってきておりません。

以上です。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、ないようですので、これで教育課を終わります。

【市民課】

(今川委員長)

それでは、市民課、よろしく申し上げます。

(市民課長)

報告事項の前に、4月1日付で市民課主幹、木村主幹が環境生活係の係長を兼務することになりましたので、ご報告いたします。

(市民課主幹)

木村です。よろしく申し上げます。

(市民課長)

それでは、市民課のほうから3件の報告事項の説明をさせていただきます。

(今川委員長)

それでは、引き続き、報告を受けて参ります。

(市民課長)

1枚めくっていただきまして、資料1ですけれども、拠点複合施設「りすた」のR2年度の総括とR3年度の取組について、ご報告いたします。

まず、資料の左側、施設の利用状況ですけれども、既存団体の利用については、コロナ禍においても堅調でありましたけれども、新しい取組につきましては低調であったと。

この一つの要因として、コロナ禍における施設利用の制限がさらに新たな取組の低調に拍車をかけたという結果にもつながったのではないかと分析しております。

一方で、施設につきましては、様々な多様性を取り入れた施設ですけれども、利用者の方々に可動性等を生かした利用をしていただけたかなというふうに思っています。

下段の表に、各施設の利用件数と延べ人数及び利用率を記載しておりますので、ご覧ください。

見えてきた課題ですけれども、施設の中についてはある程度利用が進んでいるのですけれども、やはり施設の内外の一体感という部分に心地よい機能というのがやっぱり不足していると。外で子どもたちが集うような安全で何か開放的な空間というのが必要なのではないかとというふうに考えております。

見えてきた可能性ですけれども、移動型の店舗等による商業意欲の芽生えということで、地元の方から2件程度、限られたスペースで商業機会を与え

てくれないかというようなお話ですとか、ちょうど道路と施設の間の鉄道用地の辺りに、今後、緑地化ですとか、そういうものをただ工事として発注するのではなく、社会教育活動等に通じた市民レベルでの環境整備などを行うことによって、多様な関わりというのが見いだせるのではないかと。これについては教育課と今後進めていくような検討状況であります。

市民からの要望の主なものですけれども、館内のトイレですとか、場所の表記が非常に分かりづらいというご指摘もありましたので、可能な限り改善をしておるといふところと、あとは、現在、旧南支所の敷地内に設置していますリサイクルコーナーを「りすた」でもというお話を、要望を受けていますけれども、これについては屋内では非常に難しいのと、屋外についてもそういうスペースを、いわゆる倉庫的なものを移設してということになると少しお金がかかりますので、まずは今ある施設の利用といふところでご理解をいただいていると。

教育課のほうで、R3年度の取組方針としては、やはり社会教育活動を通じて、そこに支援をしながら多様なにぎわいをつくっていくということと、社会活動と連携して環境美化、あとは、「りすた」の活用に当たり、市民ニーズの把握等実践ということで、いただいた要望等を踏まえて、実現できるものはどんどんしていくと。

施設管理側の市民課としては、先ほど申したとおり、地域イベントの開催や敷地内での商業機会を提供するために、附帯施設等の一部を目的外使用できるよう開放していくということでもあります。

1枚資料をめぐっていただきまして、今説明しました拠点複合施設の付帯施設等の目的外使用に関する要綱ですけれども、本要綱につきましては、4月1日付で制定をしているところでございます。

概要のみ説明をさせていただきますけれども、3枚おめくりいただいて、4枚目に「りすた」の敷地内の図面を添付させていただいておりますので、それを見ながらちょっと説明を聞いていただきたいと思います。

まず、第3条につきましては、目的外を許可する場所につきましては、ここに着色した部分、外側ですと国道452号側の緑地部分とロータリーの左側にちょうど三角点がありますところ、ここをエントランス広場というふうにしております。あとは、舗装された第1駐車場と下の臨時駐車場、もう一つ中に今活用がなかなかされないキッチンスペースが着色していますけれども、ここの四つの部分を目的外使用を認めていこうということで整理をしております。

次、第4条をご覧ください。

使用を希望される方は、3か月前から使用する初日の5日前までに目的外

使用の申請書を市長宛てに提出をいただくということです。どのような活動を想定しているかということであると、この(1)から(6)までの部分を想定しております。昨年度、要望ですとか、想定されるもので整理をしております。

第4条の2項以降に、市長の権限で指示できる事項ですか、取消しの事項等を書いております。

続きまして、第5条夕張市拠点複合施設設置条例の第7条の第3項に該当すると認める場合は、使用許可しないと。これは利用が公の秩序が保たれないですとか、集団的、暴力的な不法行為のおそれがあるものということです。

第6条、これに伴う使用料につきましては、徴収しないということにしております。これにつきましては、今段階でかちつとしたものが見えていませんで、幅広く市民の方々が利用するのを様子を見ながら、今後必要があれば、使用料の部分も検討する必要があるかもしれませんが、基本的にはにぎわいをつくるという部分で無料としております。

施設の利用時間につきましては、施設の開設時間と同じで5日連続して使用してはいけないということです。

第8条については、使用权の譲渡、賃貸はしてはいけませんよと。

第9条で原状回復ということと、第10条につきましては、禁止事項を記載しております。

第13条ですけれども、例えば外でのイベント等ですので、もし雨天、不幸に雨天に見舞われた場合どうするのだという部分に関しましては、屋内の可能なスペースについては、目的外使用の一連の部分として可能な限りお貸ししたいと。ただ、利用者さん側が条例上で、使用料金が定められているところを活用したいという場合であれば、通常の料金をいただいて使用をいただくということをしていくということです。

続きまして、資料3番目の夕張市生活館等管理運営費の補助要綱ですけれども、これにつきましては、3月議会の予算委員会において、本田委員のほうからも質問がありましたけれども、それにご答弁させていただいた内容に関連する要綱の見直しでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。

改正内容、右側ですけれども、これまで生活館及びコミュニティセンターの運営費の一部に補助をするという形でしてございましたけれども、農業研修センター条例、いわゆる農業研修センター及び夕張市市営住宅条例に定める施設とありますけれども、いわゆる集会所というところに今回、昨年発電機等を設置させていただいた施設も含めると。

さらに、運営費の安定のための補助だけではなくて、当然その運営の安定化、さらには今様々な地域活動に課題を抱えている団体が多いので、そのこの

集落のコミュニティーの活性化であったり、地域の安全安心の意識の向上を図るための部分に対して補助をしていくと。補助対象施設につきましては、(3)、(4)、(5)を追記しております。

補助金の交付期間につきましては、例年、前年度の運営実績に踏まえて6月に交付しておりますと。その部分と、あとは、先ほど説明しました地域における安心安全づくりの部分につきましてはの活動に見合う助成金を適時支払っていくと。

補助率の算定についてですけれども、1枚戻っていただきまして、生活館等の管理運営費の補助の別表で各団体の補助金額を示しております。

まず、電気・水道料につきましては、これまで基本料金の部分の補助でしたけれども、過去3年間の利用実績を3か年の平均に応じて、その3分の2相当の額を市が負担をします。今、申した部分と、あとは、駐車場ですとか、除雪にかかる費用が最近非常に苦しいというお声もありますので、市のほうで面積案分で算出した除雪費のこれも合わせて3分の2の額を補助します。安心安全づくりにつきましては、今後導入させていただいた設備を実際に何かあったときに使っていくための適切な管理をしていただいたり、何か避難をしなきゃならないときに主体的に動いていただく方の人件費。市から適切な情報をキャッチして、それを地域内できちっと広報していただく方の人件費。あとは、発電機等ですので、それを維持するためのオイル代ですとか、ガソリン代等で4万円という形で、それぞれの団体にこのような補助を今年度していくというものでございます。

私の説明は以上でございます。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(千葉委員)

「りすた」のあれなのですけれども、令和2年度の課題のところ、外で子どもたちが集う屋外空間機能の充実ということで課題になっているのですけれども、例えば児童公園等々考えられると思うのですけれども、直接これ市民課の問題ではないのですけれども、令和3年度の取組の中には、それらの問題はちょっとないのですけれども、3年度以降に、どのようにあそこを整備するという考えがあるのかどうなのかについて、お聞きしたいと思います。

(市民課長)

千葉委員の質問にお答えします。

今ちょうど先ほどご説明しました緑地部分と、いわゆる旧JR敷地のところが砂利だとか、残土で盛り上がっている状況に非常に有効なスペースがあ

りながらも、そこを何か緑地化したり、道路との境界をどのように安全対策するかと、それで、工事費を軽く積算したところで、やはり大きな金額になって、それであれば、土ですとか、そういうもの一部業者さんに対する対価をお支払いしても、みんなでそういうところの緑地化を進めていく等のことができないかと。そういうことを社会教育活動の中で、やはりいろんな人の多様な関わりというところからすると可能なんじゃないかと。

そこについては、教育課と、あそこはJRの土地ですけれども、市の事業に資する場合については、JRがお貸しいただけるようになっていきますし、他の用途での使用がないことを、ちょっと庁内で確認をした上で、そういう取組をしながら施設に思い入れという形が残るような取組ができたらなというふうに思っていますし、実際に中学生なんかは外を走り回ったりするのですけれども、そういう小さなスペースで遊ばれる状況、そこにきちんと幼児とのすみ分けができるような空間をつくってあげたいなど、今の段階ではそういう思いのところですがすけれども、何とか実現していきたいと考えております。

(今川委員長)

ほかございませんか。

(熊谷委員)

今の「りすた」の見てきた課題のところの「施設内外の一体感に必要な心地よい機能が不足」という文面なのですがすけれども、心地よい機能というのはどんなふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

(市民課長)

この施設、多様な目的で多様な方がご利用するので、何か活動であったり、会議であったりする方、何げなく寄ったり、施設の中に入らなくてもちょっとそこで時間を費やしたりとか、天候によって、外で一時的に過ごせたりとか、何かそういうような部分でいうと、全体で見るとやはりまだできたばかりの施設ですがすけれども、実際1年間利用者の方々ですとか、あそこでバスを乗り降りする方の状況を見ていると、やはりどこかでほっとする空間というのをもう少しつくりたいかと、それは施設の中で働く方ですとか、管理人さんですとか、いろんな声を聞くと、やはり多いなということ把握している状況です。

(今川委員長)

ほかにごございませんか。

(熊谷委員)

今答弁がありましたけれども、ここにちょうど写真がありますけれども、こんなふうにベンチがあって、そこに日よけの傘なんかがあると、本当にそ

ここに座っておしゃべりしたりとかできると思うので、これだとそんなに費用はかからないし、できるだけ早急にそういったことを実施をしていただいで、少しでも居心地のいい場所を造っていただけたらなと思います。

以上です。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

この資料1についてお聞きしますが、教育課、市民課の連名での報告ということになってはいますが、要は二つの課がそれぞれ担当して、これまでこの1年間運用されてきたということかと思うのですが、1課でなく2課にまたがって活用してきたことによる課題というものは何かありませんか。

(市民課長)

市役所の仕組みとすれば、施設の管理は市民課、実際に利用してもらうお客さんに場所を提供したりというところは教育課。ただ、要望に関しては共有はしているのですが、それぞれがそれぞれの所管ベースではなくて、もう少し幅広く全体を見てという部分を実は予算協議が始まる10月前に担当する職員と、こちら側の職員で話し合いをしたのですよね。やはりそこにある温度差をまず解消した上で、自分たちのエリアのことだけを考えるんじゃないかと、その議論が必要じゃないかというのを、確かにこの建設の前からそういう指摘を受けて、議論の中でもそういう役所の中の横串がうまくいっていないという指摘を受けながらスタートした経過がありますので、まず、そこがきちっとした形で共有されないとならないと。

それで、お互いそれぞれ餅屋は餅屋でどうできるのか知恵を出し合いながら議論した結果が、この今できているところが共感した部分なのですが、じゃあ、これは具体的にどうするとなったときに、先ほど説明したやっぱり社会教育活動という一つのこれまで大きな活動であった部分と、何かそういうふうに、そういうことであれば自分の能力やものを提供できるとか、いろんな交流ができるんじゃないかと。そういうような議論が今回、初年度でできたのですが、さらに、この部分を建設に当たって、どういう意見があっただけここにスタートしたかということで、もう一回立ち返って、実際の今の現状と合わせて、来年度以降、今年度でできることと、来年度以降への部分というのは、もう前半できちんとした骨格づくりというのが必要かなと。そこに対する温度差がまだないわけ、完全に解消されたわけではありませんけれども、そこは両課長できちっとコンセンサスを取りながらブラッシュアップしていきたいと思っております。

以上です。

(本田委員)

前向きに取り組んでいるということだと思っておりますけれども、例えば、今日のこの報告に関しても、本来であれば、この連名での報告を挙げているわけですから、そこに教育課がいてもいいのかなど。以前も、先に教育課の報告が終わっていて、その後で、この絡んだ案件が出てきたときに、もう教育に関することについてはお答えできないというシチュエーションがあったのですね。であれば、今後の報告に関して言えば、「りすた」に関する報告をされる場合には、2課が並んで報告されることを望みたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(市民課長)

当然そうすべきだなというふうに、今ご指摘を受けて、今後改めて、先ほどまで教育課はおりましたので、一緒に座って報告できたなど、今後改めます。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

(本田委員)

もう1点だけ。ちょっと細かいことなのですが、この資料の課題、可能性の下の市民要望のところ、分かりやすい地域情報の提供及び館内案内というところも関連してくるのですが、「りすた」の建設前にいろいろ理事者側等も意見交換をする中で、バスが今どこにいるのか、ロケーションシステムですね。というものを導入してはどうかということをご提案した機会がありまして、その際、当時の市長は、前向きに検討したいというようなご答弁があったのですね。このバスが今どこら辺にいて、どれぐらい待てばバスが来るというのが分かるというのは、市民にとって利便性が上がるし、お年寄りが多い利用者の中で、安心にもつながるんじゃないかなと思うのですけれども、その辺の検討というのはされたことがあるのか、それとも今後の方針はどうなのかということについてお聞きします。

(市民課長)

本田委員の質問にお答えします。

ここに全て記載を当然していませんけれども、そういう教育課との議論の中で、本当に多様な意見とか、可能性というのが出てきて、確かに今おっしゃられたような市民サービスにつながるようなバスの所在をできるものということも議論しました。

今回、そこに対しての議論が最後まで深まりませんでしたけれども、やはり中学生のスクールバスの乗降ですとか、それなりにきちっとした時間軸でバスが遅れることなく来るとはいえ、そこについては、今後全体の公共交通

の体系、デマンドですとか、そういういろんなところと関連性もあると思うので、引き続きちょっと検討はしていきたいと思えますけれども、検討していきます。

(本田委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

一つ、令和2年度の総括等々、資料で載っていた今後の令和3年度の取組という部分で見えてきた課題と、今後の対応という部分があるのだろうけれども、私のほうからは、それぞれこういうものをやるときに、これコロナの関係はあったのかどうか分からないけれども、先ほどもなかなか利用されていない施設内の部分もあるように聞いていたのだけれども、ほかの部分も含めて、利用状況をちょっとお聞きしたいのだけれども、コロナのことでこういうことが使われていないのだというものがあれば、それもまたお願いしたいし、そういう部分で今後の対応の部分にもつながってくると思うので、まず、あまりにも複合施設といいながらも、なかなか利用されていない状況にあるような施設内の状況というのはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

(市民課長)

小林委員の質問にお答えします。

申込みの段階で、こういうイベントを予定しているのだとか、先ほど説明した外でコロナ禍であれば、こういうことはできないかとか、いろんな意見をいただいていたのですね。ただ、実際にコロナの関係でイベント自体を主催者側が中止されたという部分も結構あったり、やはり外での目的外の基準を私たちも受けていなかったもので、そこに対して、うまく利用者の方に対して初年度からそれを実現できるような部分というのができていなかったと。

当然いろんな施設機能が複合化されていますので、利用されている方の部分においては、やっぱり満足度もありつつも、やっぱり使いにくかったり、その中で先ほど言ったように工夫をいただいているなというふうにしなごら、見えてきた部分もあります。

先ほど説明した、今後こういうような方針と目的外ですとか、利用されたい方に対する様々な要望に関しましては、この施設のコンセプトである多様な、いろんな方が利用者だけでなく、いろんなことで関わる人を増やそうということが、何か一つ形になるような取組を目指していきたいと考えております。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

(小林委員)

今説明をいただきました。それで、私どもも若干市民からのお話を聞く機会があるので、そういう部分をお聞きすると、やはり建てるときに思いを込めて複合施設を造られたというのは、それぞれワーキングチームをつくったり、それから視察に行ったり、その当時も私どもの議会からも参加をされていた中で、多くの市民の中からも代表的にそういうものに参加をしたワーキングチームをつくって、それが最終的にこの施設の肝である、これからの利用という部分にどうやって結びつけていくのかというのは、必ずそういう人たちが思いがあって造ったのであって、先ほど私がなぜコロナで使われていなかった部分もあるのかというのは、やはりそういう人たちの思いをどうやってこの形にしていくのかというのは、これから当然コロナ明け後もそうだけれども、令和3年度もやっぱり知恵を使って運営する側と、それから市民が、そこにどうやったらここに行ったら楽しいのだというものがマッチしないと、どうしても宝の持ち腐れになってしまう可能性があるのです。その部分を今後の令和3年度に向けて、今、本田委員もお話した部分の中でも、やっぱりどうやったらできるのかという部分は出てくるので、その辺もよろしくお願ひしたいなと思いますけれども、できればそういう市民の、造った側の意見も今後参考にさせていただきたいなと思うのですけれども、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

(市民課長)

小林委員の質問にお答えします。

イメージ的に言うと、市民の方に何かきちきちとした施設利用をしてもらわなきゃならない部分は当然、公的に施設があるのですけれども、私としてはやはり空間の中で緩さみたいな、何かそういうかちかちしていないというようなものが必要なのだろうと。そこが市民にとって、実は心地いいとか、何かいいよねみたいな、そういう空間なんじゃないかなということまでは今私イメージはしているのですけれども、ただ、これについては多くの議論を積み上げてこの施設建設に当たったというところがありますので、先ほど本田委員にもお答えしたように、やはり当時からどんな議論があったかなということをもう一回復習して、きちんとした方向性の基に、そういう住民の方が実感できるような、ちょっと変化をつくっていかれたらと思います。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

(熊谷委員)

この施設を造るときに、そのとき委員から出ていた要望として、市民が運営に関われるようなそういう協議会みたいなものをつくってもらいたいという要望がかなり強くあったというふうに記憶しているのですけれども、そういった面ではどうというような方向で今進んでいるのでしょうか。

(市民課長)

熊谷委員の質問にお答えします。

私もその議論があった部分、鮮明に記憶しておりますし、今でもそういうふうになったらいいなというふうに思います。今、施設を管理するという部分において、指定管理という方法もありますけれども、何年か施設がどういうふうに使われるかというところが安定が見えてきたときに、やはり今後どこかの時間軸を決めて、やはり管理方法の在り方というところも、おおむね3年ぐらい見た中で、次の管理方法、それを仕事として市民が関わったり、運営の中でご自分の力だとか、自分の持っているものを表現できるような、もっと言えば、障害を持った方でも仕事としてどこかに携われるとか、そういうようなことができるのではないかと、夕張らしい管理方法も含めて検討していきたいと思います。

(熊谷委員)

ぜひよろしくをお願いします。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

(熊谷委員)

はい。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(大山議長)

これも要望みたいな形になるのですが、先ほど来、教育課と市民課と一緒にやっていくよと、それはそのとおりでと思うのですけれども、細かく行くと、教育課長が、やっぱり施設の活用、これが社会教育活動であったり、どうやって活用していくのかというのが教育委員会、教育課であって、この2番目の見えてきた課題、3番目の見えてきた可能性も含めて、全体的なここに書いているような内外の一体感に必要な心地よい機能だとか、子どもたちが集う屋外空間の機能の充実だとか、大きな全体的なことに関しては、やっぱり市民課が主導で動かなきゃ駄目と思うのですよね。その中で当然、教育課とも連携を取って行くよと。だからやっぱり基本的には市民課が音頭を取ってやっていかなきゃいけないのかなというふうに思うので、その辺を

よろしくお願ひしたいなというふうに思ひます。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、ないようですので、これで市民課を終わります。

【地域振興課】

(今川委員長)

それでは、地域振興課よろしくお願ひします。

(地域振興課長)

地域振興課でございます。座ってご説明させていただきます。

4月1日付で総務省から参りました地域振興課長の木村です。今後ともよろしくお願ひいたします。

そのほか4月からの地域振興課の体制についてご紹介させていただきます。

まず、企画部門を担当する主幹の辻です。

(地域振興課主幹)

辻です。よろしくお願ひします。

(地域振興課長)

それから、商工観光部門を担当する主幹の神澤です。

(地域振興課主幹)

神澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(地域振興課長)

また同じく、商工観光係の係長として菅野が新しく異動となりました。それから、ほかに農林部門を担当する主幹の福士、それから企画係長の池、農林係長の武田は引き続きとなります。

以上、地域振興課の紹介を終わります。

(今川委員長)

それでは、引き続き、報告を受けて参ります。

(地域振興課長)

地域振興課からは、報告事項1件でございます。

資料の1-1と資料の1-2をご覧ください。

夕張市の公設塾「キセキノ」の運営について、ご報告させていただきます。

夕張高校魅力化プロジェクトについては、記載しております基本的な理念の基、その理念を実現するための四つの柱を取組の方向性として設定してございます。

公設塾「キセキノ」につきましては、柱の①基礎学力の向上などを目的と

しまして、平成 30 年 4 月のオープン以来、地域おこし協力隊制度を活用して、講師の方をお迎えして運営を行って参りました。今年度、令和 3 年度からは、この運営方法を改めまして、民間の事業者運営に委託することとしまして、令和 3 年度夕張市の一般会計予算において所用の経費を計上させていただきますところでございます。

今回は、具体的な委託先の事業者や事業の内容などの詳細について、ご報告をさせていただければと思います。

資料の 1-2 をご覧ください。

資料の 1-2 は、生徒、保護者さん向けのパンフレットになります。パンフレットの裏面をご覧ください。

委託業者につきましては、一般競争入札により、札幌に学習塾を構えますアイリス個別学院というところに決定いたしました。事業内容につきましては、3 月の定例市議会でも簡単にご説明させていただきましたが、生徒一人一人に合わせた学習プログラムを作成いたしまして、これまでの現地スタッフの個別学習補助に加えまして、週 1 コマのオンライン授業を実施いたしまして、受験、就職対策をはじめ、授業の予習・復習、また定期テスト対策を行うことで、公設塾の質の向上を図る予定でございます。

なお、オンライン授業につきましては、生徒さん一人一人の学力、それから希望に合わせて実施するため、原則マンツーマンを基本としております。

現在、体験のオンライン授業を実施してございまして、あと、順次入塾者につきましては、もう既にオンライン授業がスタートしている状況でございます。

また、現地スタッフにつきましては、昨年度まで地域おこし協力隊としてご活躍いただいた講師の方にも引き続きサポートをお願いしているところでございます。

受講料につきましては、これまでと同様 3,000 円と設定してございますが、先ほど申し上げたとおり、一人一人の学力、それから希望に合わせて実施するので、テキスト代が別途かかる場合がございます。

以上、簡単ではございますが報告いたします。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

今のパンフレットの 2 ページ目について、ちょっと 3 点教えてください。

まず、オンライン授業について、週 1 コマというふうになっているのですが、これは各科について週 1 コマなのかというのが 1 点です。

それから、この四角の後の丸がありますけれども、丸の二つ目のところ、

3行目ですね。「次の社会のカタチ」とあるのですが、この「カタチ」というのがカタカナで書かれているのですが、何か特別な意味があるのかどうかということが2点目です。

3点目、一番最後の受講料のところ、テキスト代別途という説明がありましたが、家庭の負担というところを考えると、テキスト代というのはどの程度の金額の負担になるのか、その3点についてお願いします。

(地域振興課長)

熊谷委員からのご質問にお答えします。

各科について週1コマなのかという、まず1点目のご質問ですけれども、結論から申し上げますと、科目は人によって異なりますので、例えば数学をやりたい、数学を上半期集中してやりたいということであれば、週1コマずつと数学のこまですし、英語をしたいということであれば英語をずっと1コマ。それから組み合わせたいという方であれば、例えば2か月は、じゃあ週1コマ数学、じゃあ次の月は週1コマ英語ということ、生徒のご希望に応じて設定をさせていただくということになります。

それから2点目でございます、パンフレットの「次の社会のカタチ」の「カタチ」がカタカナということで、これは特に特別な意味はございません、すみません。

3点目の受講料なのですが、こちらにも基本的なテキストといえますか、基礎学習に必要なものについては、ある程度公設塾のほうでもご用意させていただいておるのですけれども、例えば、生徒さんによっては、国公立を目指したいとか、専門学校を目指したいという方いらっしゃると思いますので、その方については、講師と、あとは生徒さん、もちろん保護者さんともご相談をして、それに見合った参考書を買っていただくので、特に決まった金額というのは特に設定はしておらないところでございます。

以上でございます。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

(熊谷委員)

今のを確認しますと、要するに週1コマというのは、一人について週1コマが保障されているという考え方なのですね。

(地域振興課長)

そのとおりでございます。

(熊谷委員)

2点目は、特に意味はないということでした。

そのテキスト代のところで、一人一人の参考書を相談の上、買うというこ

とですから、このアイリス個別学院という、業務委託されているところのテキスト代が幾らとかというふうに決まっているのではなくて、一般の参考書などを使うというふうに捉えればいいのでしょうか。

(地域振興課長)

お見込みのとおりでございまして、例えば、大学専門の参考書だったりとか、あと、生徒によっては黄色チャートが必要な場合であったり、あとは、ただ既に高校の講習なんかもございしますので、特にもう既に持っているよということであればかかりませんし、そこは一人一人に応じて対応するということとございます。

(今川委員長)

ほかにございせんか。

(本田委員)

今の熊谷委員の質問の中にありました、週一人1コマが保障というようなお話でしたが、例えば、同時進行で英語と数学を強化したいという生徒さんがいらっしゃった場合、その週に1コマじゃ足りない、要は週に2コマ、月曜日は英語、水曜日は数学というような形で学びたいという要望があった場合には、どのような対応になっているのでしょうか。

(地域振興課長)

本田委員からのご質問についてお答えいたします。

オンライン授業を1コマ以上受けたいというご希望の方がいらっしゃった場合ですけれども、本市からお願いしている、まず基本的な委託内容につきましても、当然予算の制約もございしますので、お願いしているのはあくまでも現地の学習補助プラス1コマというところなのですけれども、例えば今後授業が進む中で、ご指摘のとおりもう少しコマを増やしたいのですよねとか、そういったご希望がある場合は、基本的には事業者さんと各ご家庭でお話をさせていただくということを考えてございます。

(本田委員)

今、最後の語尾は考えているというお話でしたけれども、現状ではそういったケースは存在していないということでしょうか。

(地域振興課長)

まだこれスタートしたばかりで、今はほとんどは体験を今していただいているという状況でございまして、今のところそういったご希望は聞いておられないところとございます。

(本田委員)

その件について、もし今後の動向をまた改めてお試し期間が終わった後にもご報告いただいて、併せて、もしそれがやった場合には、オプションと

して、アイリスさんのオプションとして利用者さんが買うような形になるかどうかと思うのですが、その場合の金額の案内等も含めてお願いしたいと思います。

関連して「キセキノ」についてお伺いをしたいのですが、元来というのか、昨年以前からも小・中学校のPTAの方からも強い要望がありまして、小・中学生にも要は門戸を広げてほしいと。小学生、中学生も学びたいと「キセキノ」というような声がありました。

また、先ほど魅力化の最大の目標は、基礎学力の向上なのだとということでお話もありましたが、そういったところの観点からいっても、高校から始めたんじゃ遅いのだという声も非常にありまして、夕張市内の子どもたちの学力を上げるためにも、早期から教育に取り組む必要があるということもあるのですが、そういった観点から、今後、対象を高校生以外や小学生や中学生の受入れについても拡大をしていく考えがあるのかどうか、お伺いします。

(地域振興課長)

本田委員からのただいまのご質問ですけれども、小・中学校への公設塾の門戸を広げてほしいというご指摘、ご質問ですけれども、基礎学力の向上につきましては、小・中学校から、早いうちからというご指摘はごもっともかなと思います。

ただ、仮に小・中学校の児童向けの公設塾を、仮に開設するとなると、教育課をはじめ、所管する関係者のご意見だったりとか、あとは、財源の問題、あとは、場所とか手法を含めていろいろ調整は必要になってくるかなと思います。まずは、現在の公設塾、新しい運営方法でスタートしたばかりというところもあるので、今の公設塾のまず運営を軌道に乗せること、今の取組をまずあとは、地域のみなさまに評価をしていただくことというのが第一歩かなと思っております。

具体的な方向というのは、それから考えなくちゃいけないのかなというふうに思っておるのですが、公設塾という方法がいいのかというのは別として、まずは小中高一貫して郷土愛を育む取組というのは非常に重要と考えておりますので、児童や生徒さんだけでなく、地域の大人のみなさまとも協力して、ちょっと今後の方向性も含めて協議させていただきたいなと思っております。

(本田委員)

今、私のほうから質問させていただいた内容、要はPTAから、保護者のほうからの要望というのは数年前からずっとあって、その声は何回も理事者側にお届けをしている状況があります。今回、人事が変わられて地域振興課が刷新されていますので、その経緯がどこまで伝わっているか分かりま

せんが、今、昨日今日始まった話ではないので、早急に対応が必要なのかなと私は感じています。

今、課長のご答弁の中では、地域の評価も必要だと、確かに私もそう思います。やり方が変わりましたので。では、じゃあその評価をいつの段階でして、その後の小・中学生受入れといいますか、門戸を広げるといふものをやるかやらないのかの判断をいつするのかということをも市民のみなさまにお知らせをする必要もあるという段階に私は来ていると思うのですけれども、それをいつ評価するのかということについてお考えをお聞かせください。

(地域振興課長)

今の本田委員からの再質問の件、いつ決めるのかというお話でございますけれども、具体的に何月までというスケジュールは申し訳ないのですけれども、この場ではちょっと申し上げられないのですが、ただ、関係者、高校や今の生徒、保護者さんだけでなく、例えば中学校とか地域の人だったりとか、いろんな人からちょっと意見を伺う場を設けたいなと思っておりまして、それはちょっとこれから、またどういうメンバーでやるか、どういうスケジュールでやるかというのは詰めていくのですけれども、少なくとも予算要求のプロセスに入るまでには、最低2回、3回はさせていただいて、そういった中のご意見も踏まえながら考えていきたいなというところで考えてございます。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

(本田委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(千葉委員)

公設塾「キセキノ」の件なのですけれども、3月議会でちょっと質問をさせていただいたものですから、そのときに、民間に委託されるのであればこれまでと変わるので、中学生等にもきちっと説明をしてほしいというそういうお願いをしておいたのですけれども、この件について、多分4月、5月ですからまだやられていないと思うのですけれども、今後やる予定等はあるのかどうかについて、お願いいたします。

(地域振興課長)

ただいまの千葉委員からのご質問の件でございますけれども、中学校の生徒さん、あとは保護者、関係者のみなさまへの高校魅力化プロジェクトの説明の機会をしていただきたいというお話は聞いてございます。

ちょっと具体的にいつするかという日にちは、まだ決まっていないのですが、けれども、別途、中学生関係者にやるということとともに、あとは、さっき本田委員にもお答えさせていただいたとおり、意見交換会みたいな場を設けたときに、中学校のご関係の方にも入っていただいて、ご説明というか、市の取組を説明をさせていただく場を設けさせていただければと考えてございます。

(千葉委員)

中学生にとって、多分高校進学を決めるのは、遅くても12月だと思うのですよね。もう既に今の中学3年生は、どこに受験するか一定程度はもう決めていると思いますので、今年、夕張高校に16名しか入学されていない。20名を切るとだんだん高校の采配に引っかかるかなと思いますので、夕張高校に生徒を呼ぶためには、もう今からでもやらなければ、この魅力化の事業を説明していかなければ、もう遅いかなと私は思うのですよね。できましたら早急にやっていただくことを要望しておきたいと思います。

(地域振興課長)

ご指摘を踏まえて検討して参りたいと思います。

(熊谷委員)

今、千葉委員からお話がありましたけれども、やっぱりもともとがこの高校魅力化というのは、高校生を夕張高校に入っていただく生徒を増やすためにどうするのかというところから始まっていて、今こういう「キセキノ」もやっているわけなのですよね。そして、1学期中にはもう大体ほぼ進路って決めていくと思うのです、中学生は。ですから本当に早急に親御さんと、それから中学3年生も含めて、今、夕張高校に入るとこういうふうに「キセキノ」という塾があってというようなお話をする機会をぜひつくっていただきたいというふうに私からも要望したいと思います。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、ないようですので、これで地域振興課を終わります。

(地域振興課長)

ありがとうございました。

【税務課】

(今川委員長)

それでは、税務課、よろしく申し上げます。

(税務課長)

報告事項に入る前に、4月1日付人事異動に伴う税務課職員の異動についてお知らせいたします。

北海道から派遣されていた収納係、川畑係長が帰任し、その後任に工藤係長が同じく北海道から派遣されております。

また、賦課係、高橋係長が生活福祉課に異動し、その後任に村井係長が市民課より異動となっております。

以上です。

報告事項、専決処分について、主幹より説明させていただきます。

(税務課主幹)

お疲れさまです。

税務課より、専決処分について説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として令和3年4月1日から施行されることから、市税条例の関係部分の改正について地方自治法の規定に基づき専決処分したものであります。

なお、同法の規定に基づき、直近の市議会にて報告の上、承認を求めるものであります。

改正の主な内容につきましては、まず1点目に、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例措置について、適用期限を1年延長し、令和4年12月31日までとするための規定の整備。

2点目に、土地の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長するとともに、新型コロナウイルスの感染症の影響を踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く措置を講じるための規定の整備。

3点目に、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を9ヵ月延長し、令和3年12月31日までとするための規定の整備。

4点目に、種別割の税率を軽減するグリーン化特例について、対象の重点化を行った上で適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までとするための規定の整備。

5点目に、固定資産税等の課税標準の特例措置について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備と、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、一定の保育に係る施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合の当該施設の用に供する固定資産に対する特例割合を、それぞれ地方税法で定める参酌基準とするための規定の整備。

その他、法令の改正に則した情報や文言の整理を行うものであります。

なお、関係条文につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで税務課を終わります。

【建設課】

(今川委員長)

それでは、建設課、よろしくお願ひします。

(建設課長)

建設課長の鈴木です。

令和3年4月からの建設課の体制について紹介をいたします。

今回の機構改正で担当します都市計画及び住宅管理分野を担当します主幹の外崎です。

(建設課主幹)

外崎です。よろしくお願ひします。

(建設課長)

ほかに建築分野を担当する主幹の只野、建築住宅管理分野を担当します建築住宅係長の草野については、引き続きとなります。また、機構改正により、建築住宅係建築担当係長の佐藤が都市計画係長となりました。

以上、建設課の紹介を終わります。

(今川委員長)

それでは、引き続き、報告を受けて参ります。

(建設課長)

報告事項、道道夕張長沼線整備促進期成会の設立について、担当主幹より、説明を申し上げます。

(建設課主幹)

それでは、資料に基づきまして、説明していきたいと思います。

まず、設立趣旨であります。道道夕張長沼線は、夕張清水沢を起点として、長沼町までを結ぶ26.8キロの一般道道でありまして、このうち夕張、栗山間の10.6キロが未開通となっております。

この未開通区間の解消により、道路交通の利便性向上や緊急時における交通アクセスの改善のほか、関係市町の広域連携による地域活性化が期待できるということから、これまで空知地方総合開発期成会などを通じて、北海道

に対し、要望活動を行って参りましたが、未開通区間の解消には至っていないという状況でございます。

こうしたことから、関係市町一体となった要望活動を行っていくことを目的に、令和3年3月、期成会設立のための総会を開催し、本市を含む1市3町、これは夕張市、栗山町、由仁町、長沼町の1市3町により、「道道夕張長沼線整備促進期成会」を設立したということでございます。

次に、期成会の規約及び会員についてなのですが、別紙として規約をつけてございます。

規約2条、目的についてはただいまご説明したとおり、未開通区間の整備促進を図るということを目的としてございます。

続きまして、4条、5条で、4条（組織）、5条（役員）についてですが、別紙の裏面に期成会の名簿をつけてございます。会長には夕張市長、副会長には栗山町長が選任されております。

なお、期成会の事務局については、規約の第9条において、会長に選任された市町の担当課に置くということになってございますので、本市建設課が事務局となっております。

最後に、活動予定なのですが、北海道等への要望活動の実施を検討中と記しておりますが、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、まん延防止等重点措置が札幌市に適用されておりますので、今後の活動につきましては、国や北海道の感染防止対策などを踏まえながら、関係自治体と協議して参りたいと考えております。

以上でございます。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(千葉委員)

この間、空知地方総合開発期成会で、道のほうに対して、早期に開通してほしいという、そういう要望活動を行ってきていると書いてあるのですが、要望してもなかなか北海道としては、あれにはなっていない。じゃあ、北海道としての考え、この道路を開通させるために、北海道としてどういう考えでいるのかどうなのかについて分ければ教えていただきたいのですけれどもね。

(建設課長)

北海道のほうは、現在10キロ以上の距離の長い道路の整備というのがなかなか行えていない、予算上の都合もありますし、そういった部分では、やっぱりちょっとハードルが高いということは考えているというところは押さえています。

(今川委員長)

よろしいですか。

(千葉委員)

それでも、この期成会をつくってやらなければならないという、どこにどういうメリットをあれして、期成会をつくったのかどうなのか。

(建設課長)

この部分については、栗山町のこのつながった部分の地域振興を考えているという部分と、夕張市としては、今マスタープランにおきまして拠点整備の関係でコンパクトシティを目指しているという部分については、中心地が清水沢ということもありますので、そこにつながるようにできると利便性が上がるというところがありますので。

それともう一つ、災害で、ここ数年、過去にも隧北方面の部分が雨で止まったりだとか、雪で峠下のところが止まったりだとかという部分がありますので、そういう部分や救急の部分も考えて、期成会をつくってやっていきたいというふうに考えております。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

関連でいいですか。私のほうは、これは長い懸案事項だった部分だと思っております。

返せば、今、知事になられている鈴木さんが市長時代に、確かに栗山町からも期成会の話は、立ち上げようやという話はあったように聞いておりますし、私もそのように認識をしております。

今回、厚谷市長が会長になられて、それで確かに千葉委員から言われているとおりに、これはもうかなり懸案で一長一短では済まないものとは認識しておりますけれども、立ち上げた以上は、これらはやっぱり今拠点と言われている南清水沢にどう直結させるのかというのは、これから大事なことになるかと思えます。せつかくですので、今日、副市長来られていますので、見解をお聞かせいただければと思います。

(副市長)

いみじくも小林委員のほうから振られましたので、道庁檜山の振興局でもそれなりの件をしましたので、道道の整備について概略だけ申し上げますと、今、鈴木課長が申し上げられたとおりに、やはりキロ数とか、これが国道とか、市町村道とは違うのですが、道道に関して申し上げますと、なかなか整備の事業費の確保というのは簡単ではございません。これは当然、道路建設部が所管することです。

そういうような意味合いにおきましては、できる限り国道ですね、国の上部道の対象になると事業費も確保できますので、そういう意味ではなかなか道道というのは難しいという状況でございますし、一定程度、建設部においては、採択基準と申しますか、そのような基準を設けているところでございます。数値化しているところもあったかなというふうに思います。

ただ、今、鈴木課長、原課からの説明もございましたが、この手の話については、やはり継続は力なりという表現がよろしいかどうか、あれですけれども、一旦取り下げてしまいますと、なかなか成就しないということもありますし、今申し上げましたマスタープランに絡む重要な道路ということでもございますので、今回こういうことを契機に、継続して折衝していった中で、これからの展開も、道の財政の展開も分かりませんし、ある意味、前市長が知事にとということもございますので、その辺りのことは、継続して要請活動をしていくということは大事なことだなというふうに元道庁の職員としては考えるところでございます。

このような答弁になります。すみません、よろしく申し上げます。

以上です。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

(熊谷委員)

コロナの様子を見ながらというようなお話だったのですけれども、私たち共産党の議員団で毎年道庁交渉というのをしている、私もこの要望を毎年何回も出している状況なのです。そのときに担当課が言うのは、やはり地質が非常にもろくて、工事が非常に難工事だと、費用も非常にかかるのだというような、そういう答弁なのですよね。

それで、この設立趣旨の中にもありますけれども、災害・救急の面でやっぱりここが最重要なのだということで、ポイントを絞っていくことが必要だというふうに思うのと、それから、大学の研究者の方で夕張のことをよく調べていらっしゃる先生が、夕張の救急車の病院までの到着時間がたしか72分程度で、平均してだと思っておりますけれどもね、道内でも本当に時間がかかっている状況だと。そういう意味では、医療の面で命の格差というところにつながるんじゃないのかというようなお話もどこかでされているのですよね。そういったこともよく調べて、ぜひ災害とか救急の面でどうしても必要なのだということで、ぜひ強力にやっていただければと思います。

(建設課長)

救急の部分は大事だと思っておりますので、当然要望にはその部分を盛り込んでいくということは考えております。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(大山議長)

私も要望になりますが、この件に関しては、昨年夕張からは当時の小林議長と私、それから栗山の議長さん、そのほか議員さん、一緒になって道の建設委員長、村木委員長にもお願いしに行っております。

そのときに、道の担当課の職員の方も来ていただいて、大変難しい路線だというお話は伺っていたのですが、そうですかって終わるわけにはやっぱりいかないんじゃないかなと。私も議員になって、各期1回ぐらいずつ、この1008号線、質問していました。そんな経過もあるので、難しいのは難しい、先ほど来、話も出ていますけれども、救急搬送の問題、関わり人口の問題、それから三笠、芦別、富良野に通じるということで、栗山町も積極的に動いているということでもありますので、うちも当然、まちづくりマスタープランの中で清水沢地域が中心市街地だよという位置づけもしておりますので、その地域から栗山、由仁、長沼、札幌に向かう、夕張から見ればですね。札幌圏から見れば、この道を通って三笠、富良野そっちに抜けていくと。そういう意味では夕張はすごく拠点になるまちじゃないのかなというふうに思うので、積極的に動いていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【保健福祉課】

(今川委員長)

それでは、保健福祉課、よろしく願いいたします。

(保健福祉課長)

保健福祉課でございます。

令和3年4月からの保健福祉課の体制について紹介をさせていただきます。

今回の人事異動で、保健福祉課主幹の兼務をしていた係長職が解かれまして、保健係の馬淵主査が新たに保険係長に昇格いたしました。

以上で、人事異動に関する紹介を終わります。

(今川委員長)

それでは、引き続き報告を受けて参ります。

(保健福祉課長)

初めに、1 新型コロナウイルスワクチン接種について、説明をさせていただきます。

感染対策の切り札と言われますコロナワクチンについて、本市でもいよいよスタートいたします。初めに現時点での受入れ状況について説明します。

記載の日付で各 1 箱 195 バイアル、975 回分×2 という数量が届いております。米印は予定の数量です。

次に、ワクチンの接種状況です。現時点では、本市では医療従事者と施設入所者について接種が進んでいます。昨日、おとといと二日間だけではありませんが、医療従事者およそ 160 人中、主に医療機関ですとか、消防職員 25 名に接種が行われています。

さらに、施設入所者およそ 400 人と書いていますが、合数は 620 人です。おおむねおよそ 620 人のうち、医療機関入院患者、介護施設の入所者、およそ 120 人に対して接種が行われました。これが二日間の状況です。

続きまして、接種券の発送です。議員のみなさまには、既にご承知のとおりかと思いますが、4 月 21 日に記載のとおり、高齢者に対して郵送が行われています。

続いて、相談・予約体制です。記載のとおりコールセンターを設置、現在は相談のみの受付ですが、およそ 100 件の相談を受理してございます。

続いて、スケジュールです。医療従事者、施設入所者の接種を終えた後、記載のとおり 75 歳以上、または、その方と同居する 65 歳以上の方を対象にして、5 月 17 日、来週の月曜日から予約を受付、5 月 31 日から接種を開始いたします。65 歳以上の方については、混乱を避けるため、65 歳から 69 歳まで、70 歳から 74 歳までの二つに分類して、二つの段階で予約の開始を設定したいと思っています。

これについては、先ほど配付した資料に記載しています。これ後ほど、再度説明します。

スケジュール表の下の今後の見通しです。5 月 31 日の接種開始時には、医療従事者と接種時期が重なって、接種人数に限りがあるので、6 月 21 日頃からは順調に進んでいくのかなと思っています。

あと、国から十分にワクチンを配分するという情報提供があります。本市においては、高齢者のうち、およそ 8 割が 8 月中旬までに接種可能と思われるのですが、国からの要請がありまして、接種の前倒しの方法について検討しているところです。ワクチンは、令和 4 年 2 月末まで接種可能と見ています。

高齢者以外については、スケジュールが決まり次第、市民周知の予定です。先ほどお配りした紙をご覧ください。

両面で、この用紙は、高齢者に対して、昨日郵送しています。この内容について説明します。

まず、上段のほうに、対象者に対してその説明と、その後、コールセンターが大変つながりにくい状況になることが予想されるということがあります。四角でくくっているところ、定期通院の際に窓口で予約についてご相談くださいということ。さらに、コールセンターにつながらない場合は、5月17日から19日の三日間、特設の電話で予約を受付しますと。

ここで裏面をご覧ください。

裏面の一番上のほうに、ワクチンのコールセンター、これ通常のコールセンターの番号ですが、その下に②コールセンターにつながらない場合、5月17日から19日までのみ開設と。この番号で9時から5時まで受付を行いたいと思っている。そこで混雑を、最初の立ち上がりを緩和させたいというふうに考えています。

表面にお戻りください。

窓口で受付をしますと、やはり密になるので、蜜を避けるため市役所や南支所では予約の受付は原則行いません。

次に、その下です。ワクチン接種を希望される全ての方が接種できるような体制を整えています。7月10日までの予約が満員になった場合は、一旦予約の受付を中止しますが、段階的にまた増やしていきたいと思っています。予約の日程や状況はその都度広報「ゆうばり」でお知らせします。

あと、集団接種について、南部・真谷地地区からのワクチン専用送迎バスを予定しています。それは今後の広報でお知らせしたいと思っています。

コロナワクチンについては以上になります。

続いて、市立診療所の移転改築関連のスケジュールについて、説明します。

初めに、建設工事の概要です。みなさん、ご存じのとおり、旧若菜中央小学校グラウンドにおいて、今年度から記載のとおり建設工事に着工いたします。スケジュールは後ほどまとめて説明します。

次に、医療機器等選定の概要です。目的は、医療機器の整備や引越しなど関連業務について、高度な専門知識を有する事業者へ委託し、移転業務を確実に実施して参ります。

次に、内容です。まず初めに、市立診療所へのヒアリングを実施しまして、その後、医療機器の選定資料の作成、その後、専門知識を有する選定委員会の開催支援、搬入条件の精査・調整支援、医療機器使用を見据えた職員への研修支援というふうに考えてございます。

その下、点線の囲った部分ですね、その他の関連事業であります。現在の現市立診療所の薬局が置かれていますが、その現状については、その隣接地

に事業者の有償で貸与している状況です。事業者自ら建設工事を行って建設したものでございます。

今後の方向性について、移転後の方向性については、公募を含めて、事業者選定の方法を検討していく予定です。

最後にスケジュールの2枚目をご覧ください。

今後、5月から6月にかけて関係機関への説明を行って参ります。さらに、建設工事については、7月を目途として入札を行い、夏頃には建設工事に着手し、本年12月には基礎工事に着手します。令和3年から4年にかけて、躯体、内装、周囲の造成、外構、市道の整備をして、令和4年の雪解け後、手直しを行い、令和4年12月の完成を目指していきたいと思っています。

医療機器については、令和4年度と5年度で購入するスケジュールを見据えて、今年度10月までに購入すべき医療機器を選定したいと思っています。選定に当たっては、専門知識を有する専門の委員会をつくりまして、3回程程度会議を開催する中で、各医療機器の経済性ですとか、使い勝手ですとかということを経理、デメリットを比較の上、選定作業を進めることにより、地域医療の中核としての機能の確保を目指していきたいと思っています。

説明は以上です。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(本田委員)

最後のスケジュールの部分で、令和3年度の頭に、関係機関への説明とありますけれども、この関係機関とは具体的にどういった機関なのでしょう。

(保健福祉課長)

ただいまの本田委員のご質問にお答えします。

関係機関への説明ということではありますが、これは医師会をはじめとして、さらには地域で、市民全体には6月広報の中で、工事が始まるということ、それと、工事が始まることによって関係車両が入ってご迷惑をおかけするかもしれないのでということを広報で周知するのですが、地元の町内会に対しては、さらに丁寧に個別に説明会等を行って参りたいと思っています。

以上です。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

(本田委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(大山議長)

ちょっとその関連で、どこに説明するのと、医師会の名前が出てきたけれども、医師会だけ、これ。関係機関というのは。

(保健福祉課長)

ただいまの議長のご質問にお答えします。

建設工事の関係ですが、特に医師会のほか、薬局の関係で薬剤師の協会に説明を行って参りたいと思っております。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(君島委員)

市立診療所建設工事の関連事業のところ、薬局のところなのですが、今、今度どこの薬局が敷地の中に入るかはこれからのことなのですが、病院で薬の処方箋を頂いて、頂きますよね。それで薬局に行って処方してもらおうという形をしていると思いますけれども、これから新たにできるところについては、病院でそこにファクスを置いて、それで薬局の夕張市内に四つか五つくらい薬局があると思いますが、その薬局のファクス番号を書いておいて、そこで薬局の処方箋を自分の行く薬局にファクスをするというような形のものを取ってもらえたらと思っております。

(熊谷委員)

すみません。先ほど、ちょっと委員同士で話したときに、君島委員の地元でそういうふうに行っているところがあって、そういうふうに行くと、待ち時間がなくて、行ったらすぐにお薬を受け取ることができて、非常にいいのだよねという話を伺って、ぜひそれを紹介してという、そういうお話があったの今の発言なので、ぜひ考えていただけたらと思っております。

(保健福祉課長)

すみません。ちょっと情報不足で、制度としてそういう仕組みがあるということこれからちょっと研究をして、そういうものも含めて検討していきたいと思っております。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(千葉委員)

ワクチン接種の件なのですけれども、昨日新聞等で、国が高齢者に対してワクチン接種を7月までに完了する方針と菅首相が言っているのですけれども、道内自治体では4割がそんなことは困難ですよと新聞報道にもなってい

るのですけれども、夕張市においては、接種の前倒しの方法等について検討中となっておりますけれども、基本的にいつ頃までに国がいう7月までなのか、7月までにはできない、いつ頃までにワクチンが入ってきて、ワクチン接種ができるのか等についての見通し、もし今あれば願っていたのですけれども。

(保健福祉課長)

ただいまの千葉委員のご質問にお答えします。

ワクチン自体については、国がこれから高齢者全員の分が打てる数の分だけ、6月末までに送ると言っているのですが、したがって、市町村では、それにきちんと対応できるような体制を組んでいく必要があるのかなと思います。

本市としては、高齢者の8割が8月中旬までに1回目ですが打ち終える予定であります。国の指示があるということ、それと住民の高い関心があるということ、さらに、集団免疫の獲得による感染対策の必要性、そういうものを踏まえて、少しでも委員がおっしゃるとおり、1日でも早く接種を終えることができるように、医師会と調整しているところです。

なお、本市の医療機関は、ご存じのとおり3か所しかなくて、お医者さんの数、看護師の数、これ限られています。現在、接種の前倒しができるように医療機関以外の関係機関ですとか、潜在医師、お医者さんですね。潜在医師、潜在看護師などの確保に全力を挙げているところです。できるだけ国の意向に沿うように、住民が安心安全のワクチンを打てるように努力をしたいと思っています。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今、高齢者についてはというようなお話だったのですけれども、今、変異株がすごく増えてきていて、子どもたちにも感染するとか重症化するとかということで、外国では子どもたちに打っているような状況もあるのですけれども、それについては、どのような考えで今向かっているのか、お願いします。

(保健福祉課長)

現在は、ご存じのとおり、高齢者に対して接種券を発送して、75歳以上になる方と、その方と同居する方を対象に予約を受け付けるところです。それに引き続いて、もっと若い方の接種を、これ順番にかつ速やかに進めていかなければならないと思っています。順番として、若い方も今20代の感染されている方も東京では増えていますので、そういう視点も大事だというの

は分かるのですが、年齢の順に今後進めていきたいと思っています。

今後、例えば 70 歳以上の方、70 歳から 74 歳の方、それと 65 歳から 69 歳までの方、こういう方を対象に次の段階、これですね、いつ頃から予約を開始して、いつ頃から接種を行うというものを、もうおおむね固めていきたいと思っています。この内容を 6 月広報でお知らせしたいと思っています。

以上です。

(熊谷委員)

そのことについては分かりました。今質問したのは、変異株が増えてきて子どもたちのことで、国の方針だからということなのかもしれませんが、一応どんなふうになら今の中で検討されているかということをお聞きしたいと思っています。

(保健福祉課長)

ちょっと答弁調整を。

(今川委員長)

暫時休憩いたします。

午後 3 時 28 分休憩

午後 3 時 29 分再開

(今川委員長)

会議を再開いたします。

(保健福祉課長)

ただいまの熊谷委員のご質問にお答えします。

現在、接種自体は 16 歳以上ということになっていまして、その 16 歳以上の方を順々に段階的にはありますが接種を行って参りたいと思っています。それ以上若い方については、先がまだ見えていないので、国の指示というか判断を待っている状態です。確かにおっしゃるとおり、変異株がすごく増えていまして、道内でもかなり増えていると、この対策は必要かと思うのですが、現状では、このワクチンというのは切り札になっていますので、国の指示どおりに進めていくと、着実に進めていくということしかないのかなと思います。答えになっているかどうか分からないですけれども。

(熊谷委員)

副市長からも何かありましたら、ぜひ。

(副市長)

元道の保健福祉部の出でございますので、ちょっと補足だけ。

今、熊谷委員がおっしゃったみたいに、インド株も出てきて、今南アフリカ、イギリスとか、4 種指定になってございます。非常に国民というか、私も含めて、非常に戦々恐々としている状況だとは思いますが、熊谷委員から

も言われたとおり、感染症予防法については、これは法律の中で国と都道府県という席も決まっております、そこに対する対応というのは、一義的には、やはり国が今、西村大臣だとか、行革担当、田村さんも含めてやっております。

それと、今 16 歳以上については、どうやらエビデンスがありそうだとか、ジョンソン製の部分も 20 歳以上ですと影響があまりないよということ、ワクチンの製造元の範囲も拡大し、総量も増えるということですが、まだ 16 歳未満についての科学的検証がなされていないという状況でございますので、この辺りの判断を国がどうするかというのは、我々はもう本当に注視して見ていくということにならざるを得ないと思うのですが、見ていきたいと思っております。

それと、平塚課長のほうから申し上げましたとおり、当市の場合は、高齢者の人口と、要するに高齢化率が 53.4%ということでございます、医療の関係者と施設関係者を含めると、まずはこの方々に接種ができれば、感染症学会でいわゆる言っている 60%接種できれば感染、大衆免疫率というのは確保されると。

そうなりますと、高齢者の方々、ワクチンについては、ファイザー製については 97%ぐらい抗体ができるという、その部分は発表されてございますので、まずはこの方々に打てれば、打てば、大衆免疫率が当市の場合は確保でき、高齢者の方々については、自らの安心が得られ、それと、逆に一緒に住んでいる我々若い、打たないほうも、高齢者からの今だったら感染も少ないとか、抑制されると思えますし、逆に若いほうからの高齢者の方々への感染も抑制されるというような、そういう効果はあるんじゃないかというふうには私も見ておりますので、まずは、平塚課長が言ったみたいに、65 歳以上の方々にどこよりも早くと言うと、またいつまでとご指摘を受けるかもしれませんが、全力を尽くして、夕張市民の方々に困惑もさせないようにしながら接種を、通常 8 月とか、いろいろ道内各市もみんなそういうことでできないと言っていますけれども、できる限り早く、当市の場合は接種を完了したいということで、準備を含めて頑張りたいということでございます。

以上、よろしく申し上げます。

(熊谷委員)

ありがとうございました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

一つ認識で教えてほしいのだけれども、夕張市は言われたとおり高齢化率が53%、そういう中で、ほかの自治体ではよくコールセンターにつながりづらいとか、いろんな部分があって、夕張の場合も先ほど若干100件ほど問合せがあったというような報告があったのだけれども、夕張市特有のこの高齢化の中での相談内容というのは大体分かる。もし分かれば、どんな内容で、何が分からないのか、どういうふうにしたらいいのかという部分が夕張ならではの高齢化率が高いので、うちらに在る地元の人もどうやって予約をすればいいのとか、どうすればいいのというのをまず入るんだよな。その辺で、そういう部分の相談なのか、どういう問合せが傾向としてあるのかというのを、若干お知らせいただきたいなと思います。

(保健福祉課長)

ただいまの小林委員のご質問にお答えします。

相談はおおむね100件受けているのですが、主に委員ご指摘のとおり、一番多いのはやはり予約方法に関する事。どうしたらいいのということが、中身見えないとか読めないという方も多いので、特にその質問に集中しています。大部分はその質問です。あと、あるとすれば、札幌の病院に通っているのだけれども、打てるのと。札幌に在るのだけれども打てるのとか、そういう質問も少数ではありますがありますね。

(小林委員)

なるほど。そうしたら、これは有効だということで認識しておきます。

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませつか。

(大山議長)

先ほどから時期の話が出ていますけれども、政府は7月いっぱいでは高齢者の接種は終わるのだと言っているのですよね。それを地方が、いや8月に入る、9月に入る、何かおかしいのかなと。薬の量は確保できていると。あとは、地方の体制の問題かと。

今取り組んでいるということであったので、これできる限り、できる限りというか7月末に終わらせるにはどうするのだと。どうすれば終わるのだと。いうことを考えて進んでいかなきゃ、何となく8月に入っちゃうわじゃ違うんじゃないのかなと。いうことで、終わらすにはどうするのだと。いうことで進めていただきたいというのが一つと、これ最近マスコミでも出ているのですけれども、パソコンが使えない。うちもホームページから予約できるよ、電話もいいよ。だけれどもさっきの電話でどうやって書くのから始まる人が結

構いる。マスコミなんかでも、そういう人がいて、電話もつながらなくて、直接、市役所や区役所に直接来ると。うちは先ほど課長が原則受け付けないよと。原則受け付けないということは、ある程度そういうことも想定して、うちで言えば、市役所なり、南支所で受け付けるということもどこかで想定している部分があるのかなということなのですけれども、いかがでしょうか。(保健福祉課長)

ただいまの議長のご質問にお答えします。

まず終わらせるにはどうしたらいいかというところですね。これは国が7月末までにやりなさいと言っているのですが、それにはどうしたらいいかというのは、道を通じて市町村に度々照会が来ています。それを終わらせるためには、夕張市ではどうしたらいいですか。何があったらいいですかという問いに対しては、もちろんうちの場合は医療資源が足りないのです、医師と看護師と、これを複数名置いてくださいという要望をしています。送っていただければ一番いいのですが、そうも言っていない、期間も限られているので、この期間で接種を速やかに進めなきゃならないので、我々でできることというのは、やはりさっき申し上げたような関係機関ですとか、潜在医師、潜在看護師の獲得に全力を挙げるといふことしかないのかなと思います。

それと、窓口の対応ですね。これ当然、来る、南支所ですとか、市役所の窓口にも高齢者の方は訪れることも今のところはないのですけれども、正直ないのですよ。電話しかないのです。来た場合ですが、基本的には職員の市で受け付けたとしても、ウェブの、通常我々はスマホで入れるとすれば同じ対応になるのですよね。なので、基本的には窓口で受け付けると、もちろん密になって、みなさんにここでできるよということが伝わってしまうと、感染が夕張で広がってしまう危険性が非常に高いので、それは窓口では基本的に行わないと、その代わり電話でこういう方法がありますよと、それとご家族の方、支援する方がいればウェブで入力ができますよという方法をお知らせしていきたいと思っています。

(今川委員長)

よろしいですか。

(大山議長)

だから家族がいる人はいいですよ。独居老人、私も含めて、パソコン分からない、パソコンがない、言っていること分からないわ。こうやって見ながら電話で、言っていることが分からない、どうしたらいいのという。例えば僕がそうやって言ったら、どうやって対応する。窓口というか市では。結構いると思うのですよね、そういう人。

(保健福祉課長)

いや、確かにすごく難しい内容なので、理解できる方、理解できない方もたくさんいらっしゃると思うのですよね。そこは丁寧に、どちらか電話で丁寧に対応するか、窓口で丁寧に対応するか、あとは、例えば民生委員さんですとか、そういう方々に、うちでこういう取組をしていますよということを情報をお知らせするだとか、そういう部分で窓口に、コールセンターに連絡するように、それと支援する方がいればウェブでやれば時間はかからずに予約できますので、そういう方法でお知らせしていくしかないのかなと思います。

(大山議長)

だからその対応を、これ一人、二人なら、こうですよ、ああですよ、そういう人がたくさん来たときに、もうウェブの話をしたって、何それから始まるような僕みたいな人間がたくさんいたら、どうするのだということ。今ここで答えを出すというよりも、そういうことに備えて、こうやってやっていこうみたいな心構えというか、しっかりみなさん統一してつくっておかないと、その都度対応が変わっちゃうと、また変だね、私はこうやって聞いた、私はこうやって聞いたみたいになってしまうおそれもあるのかなと。だから、きちんと内部で、こういう人が来たら、連絡があったら、こうやって対応していくのだというのを統一したものをつくって進めていただきたいというふうに思うので。

(保健福祉課長)

その基本情報というか、接種の基本的な考え方、例えば、市の職員としてどういう対応をしたらいいのかということは、全庁に、南支所も含めて、説明しているし、予約開始までには、さらに説明を続けていきたいと思っています。

(大山議長)

奥で練習するか1回。奥で練習するか。言っていることが分からないのだけれども、どうしたらいいのということも含めて、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【生活福祉課】

(今川委員長)

それでは、生活福祉課よろしく申し上げます。

(生活福祉課長)

生活福祉課長の堀です。

令和3年4月からの生活福祉課の体制について紹介いたします。

機構改正により、子ども・子育て支援係が新たに加わりました。子ども・子育て支援を担当する主幹兼係長の千葉です。

(生活福祉課主幹)

千葉です。よろしく申し上げます。

(生活福祉課長)

次に、同じく子ども・子育て支援係で、北海道より派遣をいただいております飯田主査です。

(生活福祉課主査)

飯田です。よろしく申し上げます。

(生活福祉課長)

次に、生活福祉分野を担当する主幹の佐藤です。

(生活福祉課主幹)

佐藤です。よろしく申し上げます。

(生活福祉課長)

また、新たに税務課から高橋係長が着任しております。

このほか、生活保護を担当する主幹の増子、係長の須摩は引き続きとなります。

以上、生活福祉課の紹介を終わります。

(今川委員長)

それでは、引き続き報告を受けて参ります。

(生活福祉課主幹)

では、生活福祉課からは、認定こども園の開園前に発生しました雪による建物被害について、報告いたします。

それでは、資料1、ゆうばり丘の上こども園の雪による建物被害についてをご覧ください。

ゆうばり丘の上こども園は、昨年10月末に施設整備が完了し、その後、園の設置者であり、運営法人の社会福祉法人夕張保育協会において、4月1日の開園に向けて準備を進めるとともに、市としても施設の維持管理に努めてきたところであります。

建物被害は、例年にない3月上旬の大雪と、その後の暖気によって、北側にある遊戯室の屋根から急激に雪庇がせり出し、また途切れなかったことから、資料上段の写真のとおり、外壁やエアコン室外機を雪庇が押す形となり、

建物に損傷を受けました。3月8日の建物被害発見後、直ちに施工業者との現場確認、対処方法の検討、雪庇等の除去作業を開始し、その後詳細な被害状況調査を行いました。

被害状況は、資料中段の写真をご覧ください。

左側の写真は、エアコン室外機2台及びカバー4個の破損について。中央の写真は、遊戯室の外壁のへこみなど、板金が十数か所破損したものです。右側の写真が遊戯室の屋根の部分のまくれ、穴や擦過痕が十数か所、軒下端部の折れなどの状況となっております。

このうちエアコン室外機については、4月1日の開園に支障となるため、令和2年度予備費により、交換いたしました。今後は損害部分の復旧に向けて、屋根の補修、外壁の張替、防水工事など、6月の計画変更に計上する予定です。ご承知おきください。

また、この復旧工事完了後には、雪害による建物総合損害共済保険の請求を行い、歳入確保いたします。

最後に、こうした案件はありましたが、ゆうばり丘の上こども園は4月1日に無事開園を迎えまして、園内には、元気いっぱいな園児の声が響いており、順調なスタートを切ったところであります。

以上、報告いたします。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(小林委員)

今報告いただきましたけれども、当然、雪害という部分での被害というふうに認識いたしますけれども、当初前に報告を受けた中で、確認を何点かさせてほしいのだけれども、当然、これ今、保育協会さんのほうに、あの当時は一応形上は、移管をして運営をしていただくという、後ほど移行期間で、まだ移行はしていなかったのだろうけれども、管理がそういう中でされていたというので、その部分の当然構造上の問題もあるのだけれども、管理体制はどのように、それまでと今後の部分の対策、これ当然雪害とか自然災害というのは、今想定を超えるというのは当たり前になってきているので、そういうものがどうやってやられていたのかと、それから今後どういう部分でそれを改善されていくのかという部分の1点と、あと、保険の部分、これが手続されるという部分が、どの全額対象になるのかどうか。この2点、まず説明をお願いいたします。

(生活福祉課長)

小林委員のご質問にお答えしたいと思います。

今後の施設管理につきましては、原則設置運営者である社会福祉法人夕張

保育協会となります。

ただし、先ほどおっしゃったとおり、今回のような災害レベルの部分については、私どもとしてはちょっと予見できなかった部分もありますので、こういう事案につきましては、市と保育協会と取り交わしております賃貸契約にのっとりまして、協議しながら対応していきたいと考えております。

もう1点の保険の部分なのですけれども、この部分につきまして、金額でよろしいですか。

(小林委員)

金額なのか、先ほど全額と私言っていたけれども、そういう部分なのか、当然私たち素人の考えで言うと、新車を買ったばかりで壊すと、その部分は新品で返せとなるのと一緒でさ。

(生活福祉課長)

先ほどの説明で申し上げたのですけれども、この後の補正のほうに上程予定なのですけれども、約全額400万円から500万円の間に今先方と協議をしているところでございます。

(小林委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

すみません、ちょっとよく聞こえなかった部分があるので、保険の部分では、全額対象になるということではよろしかったでしょうか。

(生活福祉課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

全額です。今のところは。

(熊谷委員)

分かりました。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、ないようですので、これで生活福祉課を終わります。

【閉会】

(今川委員長)

以上で、本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会

を閉じます。

午後 3時51分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長
